

相手方が申請すれば、閲覧謄写(見せたりコピーさせたりすること)の可能性があります。

(認知・申立人用)

令和 年 月 日

事 情 説 明 書

氏 名^①

申立人(子)と相手方との間の親子関係の存否に関する事情は、次のとおり間違いありません。

- 1 申立人(子)の出生日 平成・令和 年 月 日
医師から当初告げられた出産予定日 平成・令和 年 月 日

- 2 相手方と交際を始めた日 平成・令和 年 月 日頃
相手方と性交渉をもつようになった時期 平成・令和 年 月 日頃
相手方と最後に性交渉をもった時期 平成・令和 年 月 日頃
申立人(子)を懐妊したと思われる日 平成・令和 年 月 日頃
申立人の母が妊娠したことを知った時期
平成・令和 年 月 日頃

- 3 申立人の母と相手方は、同棲・同居をしたことがありますか。
 ある
同棲・同居を始めた時期 平成・令和 年 月 日頃
同棲・同居の場所(複数ある場合は最後の場所)
.....
別居した時期 平成・令和 年 月 日頃
 ない

- 4 血液型 申立人の母(型), 申立人(子)(型), 相手方(型)

- 5 申立人(子)と相手方との親子関係について、DNA鑑定をしましたか。
 はい → DNA鑑定の報告書を提出してください。
 いいえ → DNA鑑定を行う可能性があります。

相手方が申請すれば、閲覧謄写(見せたりコピーさせたりすること)の可能性があります。

6 その他、参考となる事項があったら記載してください。

.....

.....

.....

.....

.....

※ 以下の質問は、申立人(子)が離婚後300日以内に出生している場合に回答してください。

7 前夫の血液型(型)

8 申立人の母と前夫が別居した時期 平成・令和 年 月 日頃

前夫と最後に性交渉をもった時期 平成・令和 年 月 日頃

9 前夫は、申立人(子)の出生の事実を知っていますか。

知っている 知らない 分からない

※離婚後300日以内に出生した子の認知事件については、原則として家庭裁判所から前夫あてに照会書等を送付し、子が出生したことを知らせて、事情やご意見をうかがうことになっています。

10 前夫に申立人(子)の出生の事実を知らせることができない場合、その理由及び事情を記載してください。

.....

.....

.....

.....

11 前夫の氏名

前夫の住所

前夫の電話番号 — —

以 上